

医療的ケア児日常生活支援事業のご案内

福岡県では、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行うご家族の負担軽減を図るため、指定訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）を利用するご家族へ、市町村を通じて負担する費用の一部を助成しています。

当事業の実施主体は市町村で、現在、下記市町において事業が行われています。

ついては、貴訪問看護ステーションを利用される医療的ケア児のうち、該当の市町にお住まいの方がいらっしゃいましたら、本事業の活用についてご家族にご案内いただきますようお願いいたします。

<概 要>

1 対象者

人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援（医療的ケア）が必要な訪問看護を利用している在宅の医療的ケア児（18歳未満）及びその家族。

2 補助対象経費

訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問（自宅以外の場所を含む※）して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用が対象。

※自宅以外での利用の可否は、事業実施市町により取扱いが異なります。

〔補助費〕

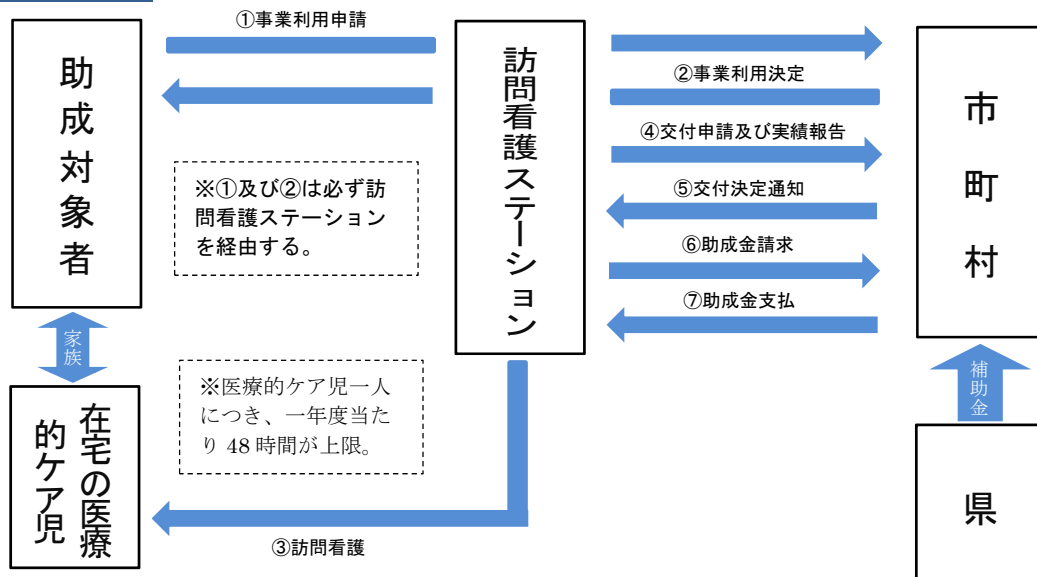
訪問看護ステーションが、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う1日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数（1時間未満切り捨て）

×

7,500 円（上限）
（1 時間当たり単価）

*補助対象者1人につき、1年度当たり48時間を上限とします。

3 事業の流れ



4 実施市町（令和6年8月末現在）※国庫補助事業を活用して同様の事業を実施している市町を含む

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、香春町、添田町、川崎町、大任町、福智町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町

※本事業に関するお問い合わせは、上記市町の障がい福祉担当部署までお願いします。

※上記以外の市町でも、事業実施を検討されている市町村があります。最新の事業実施状況に

ついては、福岡県障がい福祉課自立支援係（092-643-3263）までお問い合わせください。

※県では、保育・教育を受ける機会を保障するため、令和5年度から保育所・学校等での利用について、補助対象時間の拡充を行っており、一部の市町村で実施されております。